

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社高見澤（所在地 長野県長野市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 2 月 21 日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 025-370-6650（課直通）

北陸地方整備局 総務部 経理調達課長 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

令和 7年 2月21日
北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社高見澤	長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

2. 指名停止措置期間： 令和 7年 2月21日 ～ 令和 7年 3月20日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

（株）高見澤及び同社使用人は、令和4年10月14日に発生した同社小布施工場における死亡事故に関し、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和6年11月25日付けで長野地方裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 措置理由

上記4. については、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内